

災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と広島市廃棄物処理事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害一般廃棄物の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（総旨）

第1条 この協定は、広島市地域防災計画に基づき甲が策定する災害一般廃棄物の収集運搬計画（以下「特別作業計画」という。）にかかる乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害一般廃棄物」とは、災害により排出された多量の固形状一般廃棄物（建築物の倒壊・解体等により生じたがれきを含む。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、特別作業計画策定上、災害一般廃棄物の収集運搬を甲のみで実施することが困難と認めるときは、乙に対し文書又は口頭等で協力を要請するものとする。なお、口頭等で要請を行う場合は、その後速やかに文書でも要請するものとする。

2 乙は前項の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、速やかに乙の組合員の状況及び協力内容等を甲に文書又は口頭等で報告するものとする。なお、口頭等で報告を行う場合は、その後速やかに文書でも報告するものとする。

3 甲は災害一般廃棄物の量を随時調査し、必要の都度、判断して特別作業計画を見直すために、必要の都度、乙に協力要請をする。なお、その手続は第1項の例による。

4 乙は前項の要請があったときは、第2項の例により対応する。

（計画の策定等）

第4条 甲は、前条第2項の報告を受けたときは、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。

2 甲は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、その報告を参考に前項で策定した特別作業計画を見直すものとする。

（収集運搬）

第5条 甲は特別作業計画に基づき、乙の組合員に災害一般廃棄物の収集運搬を依頼する。

2 災害一般廃棄物の収集運搬を求められた乙の組合員（以下「乙組合員」という。）は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

3 乙組合員は、前項により災害一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、甲と災害一般廃棄物の収集運搬の実施に関する業務委託契約を締結する。

4 前項に定める契約に基づき甲が乙組合員に支払う経費は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲と乙組合員が協議して決定するものとする。

（報告）

第6条 乙組合員は、前条第3項に定める契約に基づき、災害一般廃棄物の収集運搬の実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては環境局業務部業務第一課、乙にあっては広島市廃棄物処理事業協同組合事務局とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡窓口は、変更後の固形状一般廃棄物の収集運搬業務を所管する組織を充てるものとする。

3 乙は、災害時における収集運搬活動が円滑に行えるよう組合内での情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成25年5月24日

甲 広島市中区国寿寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長

松井一實

乙 広島市中区国寿寺町二丁目5番27号

広島市廃棄物処理事業協同組合

代表者 理事長

元山浩

